

答 申

「平成 27 年 7 月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のもみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」部分公開決定

第 1 審査会の結論

平成 30 年 9 月 18 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、平成 30 年 9 月 4 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「平成 27 年 7 月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のもみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、平成 30 年 9 月 18 日付で部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスで、理由は、条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当、特定の個人を識別することができる情報のためである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成 30 年 9 月 27 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

- ①〇〇所に所属していた職員に個人情報を漏らされたとする問い合わせ（平成30年5月20日）
- ②〇〇所に所属していた職員に個人情報を漏らされたとする問い合わせ（平成30年6月4日）
- ③職員の異動先所属を伝える旨の、〇〇所からの返信（平成30年6月6日）
- ④異動先の部署・役職に関する問い合わせ（平成30年6月6日）
- ⑤異動先の部署・役職に関する問い合わせ（平成30年6月7日）
- ⑥異動先の部署・役職に関する問い合わせに対する〇〇所からの回答（平成30年6月8日）

2 非公開とした部分

本件公文書のうち、非公開とした部分は、個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、メールアドレスで特定の個人を識別することができる情報（条例第7条第2項第1号）である。

3 本件公文書を公開決定（部分公開）とした理由

本件公文書には、上記2に記載の条例第7条第2項第1号に該当する情報が記録されているが、当該情報が記録されている部分は容易に区分して除くことができるものであるため、条例第8条第1項の規定に基づき、非公開情報を除いた部分について、公開したものである。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

当該公開請求に係る公文書には、条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報が含まれている。

条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公文書の存否自体を回答すべきでない。

2 審査請求人の反論

審査請求人が主張する弁明書に対する反論は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書は〇〇の犯罪に関する文書である。

実施機関は、「条例第8条第1項の規定に基づき、非公開情報が記録されている部分を除いた部分を公開したものであり、本件処分になんら違法又は不当な点はない」と主張する。

しかしながら、本件公開決定に係る対象文書の件名は「〇〇の犯罪に関する一切の文書」であることから、仮に対象文書が〇〇の無罪を立証するものであっても、本件公文書は〇〇の犯罪に係る書証となるものである。これは、条例第7条第2項第1号

イ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、個人に関する情報から除外されるものであるから、すべてを公開する必要がある。また、公務員の犯罪を立証することに公益上の理由がある事は当然であり、実施機関は条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）に基づき、当該文書を公開しなければならない。

したがって、「条例第8条第1項の規定に基づき、非公開情報が記録されている部分を除いた部分を公開した」という本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分である。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、「平成27年7月から現在に至るまでに、愛媛県庁に届いた〇〇の職務に関する苦情、問い合わせ、申入れ、及び〇〇による個人情報漏洩、守秘義務違反、服務規程違反、公務員職権濫用罪等に係る不法行為の告発メールのすべてと、〇〇の不法行為を組織的に隠蔽し、犯罪者である〇〇を〇〇課〇〇から〇〇所〇〇を経て、〇〇課〇〇に栄転させた各部署の〇〇の不正のみみ消しの経緯と、〇〇とともに犯罪に加担した担当者名がわかる稟議書と、虚偽の内容による返信メールのすべてと、これら〇〇の犯罪に関する一切の文書」である。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分及び理由は、個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレスで、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2項第1号に該当するというものである。

これに対し、審査請求人は、当該公開請求に係る公文書には条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報が含まれているため、本件処分は条例の解釈適用を誤った違法な処分であることから、本件処分を取り消し、公文書の存否自体を回答すべきでないとしているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 非公開とした部分について

本件処分において、実施機関が非公開とした部分は、本件公文書①～⑥に記載している「個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号、メールアドレス」であり、これは、条例第7条第2項第1号に規定する「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と解され、非公開とすることは妥当である。

(2) 公開（部分公開）の妥当性について

審査請求人は、本件公開請求に係る公文書には、条例第7条第2項第1号に規定する個人に関する非公開情報が含まれているので、条例第10条を適用し存否応答拒否による非公開が相当と主張するが、条例第8条第1項の規定によれば、「非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当

該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」とされており、実施機関は、本件公文書について、上記(1)の非公開部分を除いた部分について公開したもので、妥当である。

また、本来、公開請求に対しては、当該請求に係る公文書の存否を明らかにし、公開又は非公開を決定すべきであるが、審査請求人が適用を主張する条例第10条については、その例外として、「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」とされているもので、本件公開請求については、実施機関において、当該公開請求に係る公文書を特定し、非公開とすべき情報を除いて部分公開したものであることから、条例第10条の規定には該当しない。

(3) 条例第7条第2項第1号イ及び条例第9条該当性について

審査請求人は、対象文書は「〇〇の犯罪に関する一切の文書」であり、公にすることが必要であると認められる情報として条例第7条第2項第1号イに該当し、当該公文書を公開しなければならないと主張するが、本件公文書で非公開とした部分（個人の氏名、住所、郵便番号、電話番号及びメールアドレス）を公開することにより保護される利益が、非公開とすることにより保護される利益を優越するとは言い難い。

また、審査請求人は、公務員の犯罪を立証することに公益上の理由があるため条例第9条に基づき、当該公文書を公開しなければならないと主張するが、こちらも本件公文書の内容からすれば、公益上特に必要があるとは認められず、実施機関の主張は妥当である。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 12 月 14 日	諮問、実施機関から弁明書を受理
平成 31 年 1 月 16 日	審査請求人に弁明書を送付、反論書の提出を依頼
令和 元年 5 月 16 日	審査会（第 1 回審議）
令和 元年 7 月 29 日	審査会（第 2 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	